

南九州市告示第12号

南九州市職員人間ドック受診補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年1月30日

南九州市長　塗木弘幸

南九州市職員人間ドック受診補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市職員人間ドック受診補助金交付要綱（令和5年南九州市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号及び第2号に掲げる職員。ただし、雇用期間が6月末満となる者及び勤務時間が南九州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年南九州市条例第38号）第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間の2分の1未満となる者を除く。

第2条第2項中「定期健康診断」の次に「（以下「定期健康診断」という。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、人間ドックにおいて労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条第1項各号に規定する健康診断を行っていない項目について定期健康診断を受診した場合はこの限りでない。

第3条本文中「別表に定める」を「定期健康診断において当該職員に要する受診料相当額から当該職員の定期健康診断受診料として市が負担した額を差し引いた」に改め、同条ただし書中「別表に定める額」を「同額」に改める。

別表を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。